

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 屋敷内にある果樹の評価

Q : 父が亡くなりました。相続財産である居住用の宅地内には、父が生前植えた柿と栗の木があります。20年程の成木で毎年実がなっています。

ところで、庭木は庭園設備として評価すると聞いたのですが、屋敷内にある2、3本の果樹はどのように評価するのでしょうか。

A : 屋敷内にある果樹や畑の境界にある果樹等で、その数量が少なく、ただ、美観を保存するため等、収益をあげることがを目的として所有するものでないものは、あえて評価しません。

【解説】

庭園設備といっても、例えば京都や奈良に在るような拝観の対象となる有名庭園のようなものから、一般家庭における比較的簡易な庭の設備まで様々です。課税の対象となる庭園とは、相当高額な客観的価値を有するものをいい、一般の家庭にある庭の設備までを積極的に評価して、これに相続税や贈与税を課税しようとする趣旨ではありません。

したがって、庭石や燈籠などの設備があり、庭園といわれるような庭にある果樹等で、庭園設備を構成するものについては、果実を生む果樹としてではなく、庭園設備を構成する一部分として一括して評価の対象としますが、一般の家庭にある庭の果樹等は、通常、数量も少なく、収益目的でもないもので、庭園設備としてではなく、果樹等として評価することになるものの、その価額は極めて少額と認められますので評価しないことになっています。

